

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔目次〕</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第3章 所得の帰属に関する通則</p> <p><u>法第13条</u>（<u>信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属</u>）関係</p> <p style="text-align: center;">第2編 居住者の納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 課税所得の金額の計算</p> <p style="text-align: center;">第4款 必要経費等の計算</p> <p>法第49条（<u>減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法</u>）関係</p> <p style="text-align: center;">〔<u>減価償却資産の償却の方法</u>（<u>令第120条及び第120条の2</u>関係）〕</p> <p style="text-align: center;">〔特別な償却の方法（<u>令第120条の3</u>関係）〕</p>	<p style="text-align: center;">〔目次〕</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第3章 所得の帰属に関する通則</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第2編 居住者の納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 課税所得の金額の計算</p> <p style="text-align: center;">第4款 必要経費等の計算</p> <p>法第49条（<u>減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法</u>）関係</p> <p style="text-align: center;">〔<u>減価償却資産の償却の方法</u>（<u>令第120条</u>関係）〕</p> <p style="text-align: center;">〔特別な償却の方法（<u>令第120条の2</u>関係）〕</p>

〔償却累積額による償却費の特例及び堅牢な建物等の償却費の特例(令第134条及び第134条の2関係)〕

法第2条((定義)関係)

〔繰延資産(第20号関係)〕

(公共的施設の設置又は改良のために支出する費用)

2—24 令第7条第1項第3号イ((公共的施設等の負担金))……………

(1) ……………

(注) ……………

(2) ……………

(3) ……………

(共同的施設の設置又は改良のために支出する費用)

2—25 令第7条第1項第3号イ……………協会等に対する寄付金となる……………

(資産を賃借するための権利金等)

2—27 令第7条第1項第3号ロ((資産を賃借するための権利金等))……………

(1) ……………

(注) ……………

(2) ……………

(ノーハウの頭金等)

2—28 ……………令第7条第1項第3号ハ((役務の提供を受けるための権利金等))…

……………

(注) ……………

〔償却可能限度額(令第134条関係)〕

法第2条((定義)関係)

〔繰延資産(第20号関係)〕

(公共的施設の設置又は改良のために支出する費用)

2—24 令第7条第1項第4号イ((公共的施設等の負担金))……………

(1) ……………

(注) ……………

(2) ……………

(3) ……………

(共同的施設の設置又は改良のために支出する費用)

2—25 令第7条第1項第4号イ……………協会等に対する寄附金となる……………

(資産を賃借するための権利金等)

2—27 令第7条第1項第4号ロ((資産を賃借するための権利金等))……………

(1) ……………

(注) ……………

(2) ……………

(ノーハウの頭金等)

2—28 ……………令第7条第1項第4号ハ((役務の提供を受けるための権利金等))…

……………

(注) ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用)</p> <p>2—29 令第7条第1項第3号ニ((広告宣伝用資産を贈与した費用))…………… (注) ……………</p> <p>(スキー場のゲレンデ整備費用)</p> <p>2—29の2 ……………令第7条第1項第3号ホ((その他自己が便益を受けるための費用))…………… (注) 1 …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… 2 ……………</p> <p>(著作権の設定の対価)</p> <p>2—29の3 ……………令第7条第1項第3号ホ…………… (注) ……………</p> <p>(同業者団体等の加入金)</p> <p>2—29の4 ……………令第7条第1項第3号ホ……………</p> <p>(職業運動選手等の契約金等)</p> <p>2—29の5 ……………令第7条第1項第3号ホ…………… (注) ……………</p>	<p>(広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用)</p> <p>2—29 令第7条第1項第4号ニ((広告宣伝用資産を贈与した費用))…………… (注) ……………</p> <p>(スキー場のゲレンデ整備費用)</p> <p>2—29の2 ……………令第7条第1項第4号ホ((その他自己が便益を受けるための費用))…………… (注) 1 …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… 2 ……………</p> <p>(著作権の設定の対価)</p> <p>2—29の3 ……………令第7条第1項第4号ホ…………… (注) ……………</p> <p>(同業者団体等の加入金)</p> <p>2—29の4 ……………令第7条第1項第4号ホ……………</p> <p>(職業運動選手等の契約金等)</p> <p>2—29の5 ……………令第7条第1項第4号ホ…………… (注) ……………</p>

〔控除対象配偶者及び扶養親族(第33、34号関係)〕

(里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人の範囲)

2—49 ……………判定すべき時の現況において、原則として、年齢が18歳未満の者……
……………

(注) 1 児童福祉法第4条第1項((児童の定義))、同法第31条第2項((在所年齢の延長等))、老人福祉法第5条の4第1項((福祉の措置の実施者))及び同法第11条第1項第3号((市町村の採るべき措置))参照

2 ……………

法第13条((信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属))関係

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

13—1 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下13—6までにおいて同じ。))における受益者(同条第2項の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下13—6までにおいて同じ。))は、受益者としての権利を現に有するものに限られるのであるから、例えば、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、残余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、当該受益者がその信託の信託財産に属する資産及び負債の全部を有するものとみなされ、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が帰せられるものとみなされることに留意する。

〔控除対象配偶者及び扶養親族(第33、34号関係)〕

(里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人の範囲)

2—49 ……………判定すべき時の現況において年齢が18歳未満の者……………

(注) 1 児童福祉法第4条((児童の定義))、老人福祉法第5条の4第1項((福祉の措置の実施者))及び第11条第1項第3号((市町村の採るべき措置))参照

2 ……………

(新 設)

(新 設)

改正後	改正前
<p><u>(信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属の時期)</u></p> <p>13—2 <u>受益者等課税信託の信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該信託行為に定める信託の計算期間にかかわらず、当該信託の受益者のその年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入することに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(信託財産に帰せられる収益及び費用の額の計算)</u></p> <p>13—3 <u>受益者等課税信託の受益者の当該受益者等課税信託に係る各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する額は、当該信託の信託財産から生ずる利益又は損失をいうのではなく、当該信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用を当該受益者のこれらの金額として計算したところによることに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(権利の内容に応ずることの例示)</u></p> <p>13—4 <u>令第52条第4項((信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属))の規定の適用に当たって、受益者等課税信託の信託財産に属する資産が、その構造上区分された数個の部分¹を独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものである場合において、その各部分の全部又は一部が2以上の受益者の有する権利の目的となっているときは、当該目的となっている部分については、当該各受益者が、各自の有する権利の割合に応じて有しているものとして同項の規定を適用することに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(信託による資産の移転等)</u></p> <p>13—5 <u>委託者と受益者がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託においては、次に掲げる移転は受益者である委託者にとって資産の譲渡又は資産の取得には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>信託行為に基づき信託した資産の当該委託者から当該信託の受託者への移転</u></p> <p>(2) <u>信託の終了に伴う残余財産の給付としての当該資産の当該受託者から当該受益</u></p>	(新 設)

者への移転

(注) これらの移転があった場合における当該資産(当該信託の期間中に信託財産に属することとなった資産を除く。)の取得の日は、当該委託者が当該資産を取得した日となる。

(信託の受益者としての権利の譲渡等)

(新 設)

13—6 受益者等課税信託の受益者がその有する権利の譲渡又は取得が行われた場合には、その権利の目的となっている信託財産に属する資産及び負債が譲渡又は取得されたこととなることに留意する。

(受益者等課税信託に係る受益者の範囲)

(新 設)

13—7 法第13条第1項に規定する「信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)」には、原則として、例えば、信託法第182条第1項第1号((残余財産の帰属))に規定する残余財産受益者は含まれるが、次に掲げる者は含まれないことに留意する。

- (1) 同項第2号に規定する帰属権利者(以下13—8において「帰属権利者」という。)(その信託の終了前の期間に限る。)
- (2) 委託者の死亡の時に受益権を取得する同法第90条第1項第1号((委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例))に掲げる受益者となるべき者として指定された者(委託者の死亡前の期間に限る。)
- (3) 委託者の死亡の時以後に信託財産に係る給付を受ける同項第2号に掲げる受益者(委託者の死亡前の期間に限る。)

(受益者とみなされる委託者)

(新 設)

13—8 法第13条第2項の規定により受益者とみなされる者には、同項に規定する信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。

- (1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第182条第2項に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者

改正後	改正前
<p data-bbox="226 231 1104 352"><u>(以下この項において「残余財産受益者等」という。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合</u></p> <p data-bbox="152 459 443 486">法第24条((配当所得)関係)</p> <p data-bbox="152 550 824 577">(剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの)</p> <p data-bbox="152 595 1104 667">24—1 ……「<u>剰余金の配当</u>」、「<u>利益の配当</u>」及び「<u>剰余金の分配</u>」には、…… ……法人が<u>株主等</u>に対しその<u>株主等</u>である地位……</p> <p data-bbox="152 962 443 989">(配当等に含まれないもの)</p> <p data-bbox="152 1007 853 1034">24—2 法人が<u>株主等</u>に対してその<u>株主等</u>である地位……</p> <p data-bbox="181 1051 371 1078">(1) ……</p> <p data-bbox="181 1096 371 1123">(2) ……</p> <p data-bbox="181 1141 371 1168">(3) ……</p> <p data-bbox="181 1185 371 1212">(4) ……</p> <p data-bbox="181 1230 371 1257">(5) ……</p> <p data-bbox="181 1276 875 1303">(注) ……個人である<u>株主等</u>が受けるものは、……</p>	<p data-bbox="1137 459 1429 486">法第24条((配当所得)関係)</p> <p data-bbox="1137 550 1809 577">(剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの)</p> <p data-bbox="1137 595 2089 890">24—1 ……「剰余金の配当(<u>株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割(同条第12号の9に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。)</u>によるものを除く。)、<u>利益の配当(資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。)</u>、<u>剰余金の分配(出資に係るものに限る。)</u>」には、……法人が<u>株主(出資者を含む。以下24—2までにおいて同じ。)</u>に対しその<u>株主</u>である地位……</p> <p data-bbox="1137 962 1429 989">(配当等に含まれないもの)</p> <p data-bbox="1137 1007 1787 1034">24—2 法人が<u>株主</u>に対してその<u>株主</u>である地位……</p> <p data-bbox="1167 1051 1357 1078">(1) ……</p> <p data-bbox="1167 1096 1357 1123">(2) ……</p> <p data-bbox="1167 1141 1357 1168">(3) ……</p> <p data-bbox="1167 1185 1357 1212">(4) ……</p> <p data-bbox="1167 1230 1357 1257">(5) ……</p> <p data-bbox="1167 1276 1839 1303">(注) ……個人である<u>株主</u>が受けるものは、……</p>

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(株主等として与えられた場合)

23~35共—8「.....(当該発行法人の他の株主等.....)」.....
.....

(注)

(株式等を取得する権利の価額)

23~35共—9

(1)金融商品取引所.....金融商品取引法第130条
((総取引高、価格等の通知等)).....最終の価格(.....最終の価格.....
.....最終の価格.....最終の価格.....).....金融商品取引所.....
.....金融商品取引所.....

(2)金融商品取引所.....最終の価格.....

(3)金融商品取引所.....最終の価格.....

(4)

イ

ロ(金融商品取引所.....)..... 金融商品取引所.....
.....

ハ

ニその株式.....

(注)

法第36条((収入金額))関係

[収入金額の収入すべき時期]

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(株主等として与えられた場合)

23~35共—8「.....(当該発行法人の他の同号に規定する株主等.....
.....)」.....

(注)

(株式等を取得する権利の価額)

23~35共—9

(1)証券取引所.....証券取引法第116条((売買取
引高相場等の公表)).....最終価格(.....最終価格.....最終価
格.....最終価格.....).....証券取引所.....証券取引所.....
.....

(2)証券取引所.....最終価格.....

(3)証券取引所.....最終価格.....

(4)

イ

ロ(証券取引所.....)..... 証券取引所.....

ハ

ニその株式等.....

(注)

法第36条((収入金額))関係

[収入金額の収入すべき時期]

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

改正後	改正前
<p>36—4 ……………</p> <p>(1) ……………金銭の分配に係る取締役の決定において、特にその決定の効力発生日……………</p> <p>(2) <u>法第13条第3項に規定する投資信託</u>(……………)の収益の分配のうち、……………</p> <p>…</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p style="text-align: center;">〔給与等とされる経済的利益の評価〕</p> <p>(有価証券の評価)</p> <p>36—36 ……………株主等……………</p> <p>法第37条((必要経費))関係</p> <p style="text-align: center;">〔資本的支出と修繕費等〕</p> <p>(形式基準による修繕費の判定)</p>	<p>36—4 ……………</p> <p>(1) ……………金銭の分配に係る<u>取締役会の決議又は取締役の決定</u>において、特にその決議又は決定の効力発生日……………</p> <p>(2) 投資信託(……………) <u>及び特定目的信託</u>の収益の分配のうち、……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p style="text-align: center;">〔給与等とされる経済的利益の評価〕</p> <p>(有価証券の評価)</p> <p>36—36 ……………<u>法人税法第2条第14号に規定する株主等</u>……………</p> <p>法第37条((必要経費))関係</p> <p style="text-align: center;">〔資本的支出と修繕費等〕</p> <p>(形式基準による修繕費の判定)</p>

37—13

(1)

(2)

(注) 1 前年以前の各年において、令第127条第4項の規定の適用を受けた場合に
おける当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取
得価額をいうのではなく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加
償却資産(同項に規定する追加償却資産をいう。以下この項において同じ。)
の取得価額との合計額をいうことに留意する。

2 固定資産には、当該固定資産についてした資本的支出が含まれるのである
から、当該資本的支出が同条第5項の規定の適用を受けた場合であっても、
当該固定資産に係る追加償却資産の取得価額は当該固定資産の取得価額に
含まれることに留意する。

(資本的支出と修繕費の区分の特例)

37—14

(注) 1

2 当該固定資産の前年12月31日における取得価額については、37—13の(2)の
(注)による。

法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係

(有価証券の種類)

48—1金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除く。)
.....同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までのいずれか.....
...同項第5号の社債.....

37—13

(1)

(2)

(資本的支出と修繕費の区分の特例)

37—14

(注)

法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係

(有価証券の種類)

48—1証券取引法第2条第1項第1号から第11号まで(第9号を除く。).....
.....同項第1号から第6号まで、第7号の3、第7号の4又は第8号.....同項
第4号の社債.....

改正後	改正前
<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産の償却の方法(令第120条及び第120条の2関係)〕</p> <p>(取得の意義)</p> <p>49—1 令第120条第1項及び令第120条の2第1項……………(以下49—3において……………) ……………含まれることに留意する。</p> <p>(旧定率法を選定している建物にした資本的支出に係る償却方法)</p> <p><u>49—1の2 令第120条第1項第1号イ(2)に規定する旧定率法を選定している建物に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第127条第2項の規定を適用せずに、同条第1項の規定を適用するときには、当該資本的支出に係る償却方法は令第120条の2第1項第1号に規定する定額法に限られることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産の範囲〕</p> <p>(研究開発のためのソフトウェア)</p> <p>49—1の3 …………… (注) ……………</p> <p>(土石採取業の採石用坑道)</p> <p>49—1の3の2 ……………令第120条第1項第3号又は令第120条の2第1項第3号……………</p>	<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産の償却の方法(令第120条関係)〕</p> <p>(取得の意義)</p> <p>49—1 令第120条第1項……………(以下この項において……………) ……………含まれるのであるから、平成10年4月1日以後に相続等により取得した建物の償却方法は、<u>定額法となることに留意する。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産の範囲〕</p> <p>(研究開発のためのソフトウェア)</p> <p>49—1の2 …………… (注) ……………</p> <p>(土石採取業の採石用坑道)</p> <p>49—1の3 ……………令第120条第1項第3号(<u>鉱業用減価償却資産の償却の方法</u>)……………</p>

〔特別な償却の方法(令第120条の3関係)〕

(特別な償却の方法の選定単位)

49—1の7 令第120条の3第1項……………

(特別な償却の方法の承認)

49—2 ……償却費の計算の基礎となる償却率、生産高、残存価額等……………

(1) ……旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法……………法定耐用年数より短くないこと。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、その残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。

(2) ……旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法……………合理的に計算されるものであること。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、その残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。

(3) ……

(注) 特別な償却の方法の承認を受けている減価償却資産について資本的支出をした場合には、当該資本的支出は当該承認を受けている特別な償却の方法により償却を行うことができることに留意する。

〔減価償却資産の取得価額(令第126条関係)〕

(減価償却資産に係る登録免許税等)

49—3 ……

(1) ……

(2) ……

(3) ……

(注) 1 ……

〔特別な償却の方法(令第120条の2関係)〕

(特別な償却の方法の選定単位)

49—1の7 令第120条の2第1項……………

(特別な償却の方法の承認)

49—2 ……償却費の計算の基礎となる残存価額、償却率、生産高等……………

(1) ……定額法又は定率法……………法定耐用年数より短くなく残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。

(2) ……定額法又は定率法……………合理的に計算されるもので、その残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。

(3) ……

〔減価償却資産の取得価額(令第126条関係)〕

(減価償却資産に係る登録免許税等)

49—3 ……

(1) ……

(2) ……

(3) ……

(注) 1 ……

改正後	改正前
2 ……………	2 ……………
3 …………… <u>相続等</u> ……………	3 …………… <u>相続、遺贈又は贈与</u> ……………
(集中生産を行うなどのための機械装置の移設費)	(集中生産を行うなどのための機械装置の移設費)
49—5 ……………(……………) <u>……………(……………)の額はその機械装置(当該機械装置に係る資本的支出を含む。以下この項において同じ。)</u> の取得価額に算入し、……………(……………)……………	49—5 ……………(……………) <u>……………(……………)の額はその機械装置の取得価額に算入し、……………(……………)……………</u> (注) ……………
(注) ……………	
<u>(資本的支出の取得価額の特例の適用関係)</u>	(新 設)
49—8の4 <u>資本的支出につき、令第127条第2項、第4項又は第5項の規定を適用した場合には、当該適用した年の翌年以後において、49—18の2による場合を除き、これらの資本的支出を分離して別々に償却することはできないことに留意する。</u>	
〔耐用年数の短縮(令第130条関係)〕	〔耐用年数の短縮(令第130条関係)〕
<u>(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)</u>	(新 設)
49—17の2 <u>耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産(規則第30条第2号に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものを除く。)に資本的支出をした場合において、当該減価償却資産及び資本的支出につき、短縮した耐用年数により償却を行うときには、改めて令第130条第1項の規定による国税局長の承認を受けることに留意する。</u>	
〔償却費の計算(令第131条関係)〕	〔償却費の計算(令第131条関係)〕
(転用資産の償却費の特例)	(転用資産の償却費の特例)

49—18 ……………

(注) 1 ……………

2 ……………

3 償却方法として定率法を選定している減価償却資産の転用前の耐用年数よりも転用後の耐用年数が短くなった場合において、転用した最初の年に、転用後の耐用年数による償却費の額が、転用前の耐用年数による償却費の額に満たないときには、転用前の耐用年数により償却費を計算することができることに留意する。

(転用した追加償却資産に係る償却費の計算等)

49—18の2 令第127条第5項の規定の適用を受けた一の減価償却資産を構成する各追加償却資産(同条第4項に規定する追加償却資産をいう。以下この項及び49—46の3において同じ。)のうち従来使用されていた用途から他の用途に転用したものがあ
る場合には、当該転用に係る追加償却資産を一の資産として、転用後の耐用年数により償却費を計算することに留意する。この場合において、当該追加償却資産の取得価額は、同項の規定の適用を受けた年の1月1日における当該追加償却資産の未償却残額とし、かつ、当該転用した日の属する年の1月1日における当該追加償却資産の未償却残額は、次の場合に
応じ、それぞれ次による。

(1) 償却費の額が個々の追加償却資産に合理的に配賦されている場合 転用した追加償却資産の当該転用した日の属する年の1月1日における未償却残額

(2) 償却費の額が個々の追加償却資産に配賦されていない場合 転用した日の属する年の1月1日における当該一の減価償却資産の未償却残額に当該一の減価償却資産の取得価額のうち
に当該追加償却資産の同項の規定の適用を受けた年の1月1日における未償却残額の占める割合を乗じて計算した金額

(注) 当該転用が年の中途で行われた場合における当該追加償却資産の償却費の計算については、49—18による。

(部分的に用途を異にする建物の償却)

49—18の3 ……………

49—18 ……………

(注) 1 ……………

2 ……………

(新 設)

(部分的に用途を異にする建物の償却)

49—18の2 ……………

改正後	改正前
<p>(定額法を定率法に変更した場合等の償却費の計算)</p> <p>49—19 ……償却方法について、旧定額法を旧定率法に変更した場合又は定額法を定率法に変更した場合……償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、……未償却残額又は当該減価償却資産に係る改定取得価額を基礎とし、……償却率、改定償却率又は保証率……</p> <p>(定率法を定額法に変更した場合等の償却費の計算)</p> <p>49—20 ……償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した場合又は定率法を定額法に変更した場合……償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、……取得価額又は残存価額……それぞれの償却方法に係る償却率により計算……</p> <p>(1) <u>取得価額又は残存価額は、その減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。</u></p> <p>イ <u>平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産</u> <u>その変更した年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とする。</u></p> <p>ロ <u>平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産</u> <u>その変更した年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなす。</u></p> <p>(2) ……</p> <p>イ ……</p> <p>ロ ……<u>選定していた償却方法に応じた経過年数を控除した年数</u>……</p> <p>…</p> <p>(注) 1 <u>経過年数の計算は、規則第32条の規定により一の償却計算単位として償却費を計算する減価償却資産ごとに行う。</u></p> <p>2 ……</p>	<p>(定額法から定率法に変更した場合の償却費の計算)</p> <p>49—19 ……償却方法を定額法から定率法に変更した場合……償却費は、……未償却残額を基礎とし、……償却率……</p> <p>(定率法から定額法に変更した場合の償却費の計算)</p> <p>49—20 ……償却方法を定率法から定額法に変更した場合……償却費は、……取得価額及び残存価額……償却率により計算……</p> <p>(1) <u>その変更した年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とする。</u></p> <p>(2) ……</p> <p>イ ……</p> <p>ロ ……<u>経過年数を控除した年数</u>……</p> <p>(注) 1 <u>耐用年数ごとの「未償却残額割合に対応する経過年数」については、昭和45年5月25日付直法4—25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の付表7「定率法未償却残額表」参照</u></p> <p>2 ……</p>

(定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)

49—20の2 償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した後又は定率法を定額法に変更した後の償却費の計算……………

- (1) ……………
- (2) ……………

〔鉱業用減価償却資産の償却〕

(土石採取用土地等の償却)

49—22 ……………旧生産高比例法又は生産高比例法に準ずる方法……………

(生産高比例法を定額法に変更した場合等の償却費の計算)

49—23 ……………償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更した場合又は生産高比例法を定額法に変更した場合には、その後の償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、……………取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率……………

(1) 取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。

イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、ゼロ)を残存価額とする。

ロ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなす。

- (2) ……………
- イ ……………
- ロ ……………

(定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合)

49—20の2 償却方法を定率法から定額法に変更した後の償却費の計算……………

- (1) ……………
- (2) ……………

〔鉱業用減価償却資産の償却〕

(土石採取用土地等の償却)

49—22 ……………生産高比例法に準ずる方法……………

(生産高比例法から定額法に変更した場合の償却費の計算)

49—23 ……………償却方法を生産高比例法から定額法に変更した場合には、その後の償却費は、……………取得価額及び残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずる償却率……………

(1) その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、ゼロ)を残存価額とする。

- (2) ……………
- イ ……………
- ロ ……………

改正後	改正前
<p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却費の計算)</p> <p>49—24 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧生産高比例法を旧定率法に変更した場合又は生産高比例法を定率法に変更した場合には、その後の償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、……………</p> <p>(定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合等の償却費の計算)</p> <p>49—25 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧定額法若しくは旧定率法を旧生産高比例法に変更した場合又は定額法若しくは定率法を生産高比例法に変更した場合には、その後の償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次に定める取得価額、残存価額又は残存耐用年数……………</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、ゼロ)を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした年の1月1日以後における採掘予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数。以下この項において同じ。)を基礎とする。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、当該減価償却資産の残存耐用年数を基礎とする。</p> <p>(注) ……………</p> <p style="text-align: center;">〔生物の償却〕</p> <p>(牛馬等の転用後の使用可能期間の見積り)</p> <p>49—29 ……………同令第3条第4項((中古資産の耐用年数等))……………</p>	<p>(生産高比例法から定率法に変更した場合の償却費の計算)</p> <p>49—24 鉱業用減価償却資産の償却方法を生産高比例法から定率法に変更した場合には、その後の償却費は、……………</p> <p>(定額法又は定率法から生産高比例法に変更した場合の償却費の計算)</p> <p>49—25 鉱業用減価償却資産の償却方法を定額法又は定率法から生産高比例法に変更した場合には、その後の償却費は、その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、ゼロ)を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした年の1月1日以後における採掘予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数)……………</p> <p>(注) ……………</p> <p style="text-align: center;">〔生物の償却〕</p> <p>(牛馬等の転用後の使用可能期間の見積り)</p> <p>49—29 ……………同令第3条第3項((中古資産の耐用年数等))……………</p>

(転用後の償却費の計算)

49—30 ……耐用年数省令第6条((残存価額)) ……

(注) ……

[年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例(令第132条関係)]

(一の減価償却資産について一部の取壊し等又は資本的支出があった場合の定額法又は定率法による償却費の計算等)

49—31 ……旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法による償却費の額は、 ……

(1) ……

イ ……旧定額法又は定額法を選定 ……

(イ) ……

(ロ) ……

ロ ……旧定率法又は定率法を選定 ……

(イ) ……

(ロ) ……

(2) ……

[陳腐化償却(令第133条の2関係)]

(陳腐化資産に資本的支出がある場合の修正未償却残額の計算)

49—38 ……

(1) ……

イ ……

ロ ……

(転用後の償却費の計算)

49—30 ……耐用年数省令第5条((残存価額)) ……

(注) ……

[年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例(令第132条関係)]

(一の減価償却資産について一部の取壊し等又は資本的支出があった場合の定額法又は定率法による償却費の計算)

49—31 ……定額法又は定率法による償却費の額は、 ……

(1) ……

イ ……定額法を選定 ……

(イ) ……

(ロ) ……

ロ ……定率法を選定 ……

(イ) ……

(ロ) ……

(2) ……

[陳腐化償却(令第133条の2関係)]

(陳腐化資産に資本的支出がある場合の修正未償却残額の計算)

49—38 ……

(1) ……

イ ……

ロ ……

改正後	改正前
<p>(2) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産の除却等〕</p> <p>(総合償却資産の償却費の計算)</p> <p>49—42の2 <u>旧定額法、旧生産高比例法、定額法又は生産高比例法</u>……………</p> <p>(総合償却資産の除却価額)</p> <p>49—43 <u>旧定額法、旧生産高比例法、定額法及び生産高比例法以外</u>……………個々の資産の未償却残額は、その除却等に係る個々の資産が含まれていた総合償却資産の総合耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額……………ただし、当該未償却残額……………計算される除却等の時における未償却残額に満たない……………計算される除却等の時における未償却残額……………</p> <p>(注) ……………付表3又は付表4に定める<u>個別耐用年数</u>……………<u>個別耐用年数</u>……………<u>個別耐用年数</u>……………</p> <p>(個々の資産ごとの償却費が計算されている場合の除却価額の特例)</p> <p>49—44 <u>旧定額法、旧生産高比例法、定額法及び生産高比例法以外</u>……………</p>	<p>(2) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>(注) 1 <u>定率法の場合の耐用年数ごとの「未償却残額割合に対応する経過年数」については、昭和45年5月25日付直法4—25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の付表7「定率法未償却残額表」参照</u></p> <p>2 ……………</p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産の除却等〕</p> <p>(定額法又は生産高比例法による場合の総合償却資産の償却費の計算)</p> <p>49—42の2 <u>定額法又は生産高比例法</u>……………</p> <p>(総合償却資産の除却価額)</p> <p>49—43 <u>定額法及び生産高比例法以外</u>……………個々の資産の未償却残額は、<u>その除却等に係る個々の資産の取得価額の5%</u>……………ただし、当該除却等が当該個々の資産の<u>通常の使用可能期間を経過する前にあったものであるため、当該5%</u>……………計算される未償却残額に満たない……………計算される未償却残額……………</p> <p>(注) ……………付表3又は付表4に定める<u>個別年数</u>……………<u>個別年数</u>……………<u>個別年数</u>……………</p> <p>(個々の資産ごとの償却費が計算されている場合の除却価額の特例)</p> <p>49—44 <u>定額法及び生産高比例法以外</u>……………</p>

(個々の資産ごとの取得価額等が明らかでない個別償却資産の除却価額)

49—45 ……………当該除却等に係る資産の当該除却等の時における未償却残額は、1円とする。

(注) 多量に保有する減価償却資産のうちその除却等をした資産と種類、構造又は用途及び細目を同じくするもの(以下この項において「多量保有資産」という。)の前年の12月31日(以下この項において「基準時」という。)における未償却残額からその除却等に係る多量保有資産の本文の取扱いによった未償却残額を控除した残額が、次に掲げる算式により計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を当該除却等のあった年の必要経費に算入しているときは、これを認める。

(算式)

$$\frac{\text{当該除却等のあった年の前年中に取得した多量保有資産の取得価額の合計額}}{\text{当該年の前年中に取得した多量保有資産の数量}} \times \frac{\text{基準時における多量保有資産の数量のうち除却等の対象とならなかった数量}}{\text{基準時における多量保有資産の数量}}$$

(個別管理が困難な少額資産の除却処理等の簡便計算)

49—46の2 ……………例えば、種類、構造又は用途及び細目、年分並びに償却方法の区分(以下この項において「種類等の区分」という。)ごとの計算が可能で、その除却数量が明らかにされているものについて、その種類等の区分を同じくするものごと一括して償却費を計算するとともに、その取得の時期の古いものから順次除却するものとして計算した場合の未償却残額によりその除却価額を計算する方法……………

(個々の資産ごとの取得価額等が明らかでない個別償却資産の除却価額)

49—45 ……………当該除却等に係る資産の取得価額及び当該除却等の時における未償却残額は、それぞれ当該資産と種類等を同じくする資産の前年中における取得価額の平均額及び当該平均額の5%に相当する金額とする。

(個別管理が困難な少額資産の除却処理等の簡便計算)

49—46の2 ……………例えば、次に掲げるような方法……………

- (1) 種類、構造又は用途及び細目の区分(以下この項において「種類等の区分」という。)ごとの計算が可能で、その除却数量が明らかにされているものについて、その種類等の区分を同じくするものごと一括して減価償却費の額の計算をするとともに、その取得の時期の古いものから順次除却するものとして計算した場合の未償却残額によりその除却価額を計算する方法
- (2) 個数管理が困難で、その除却数量が明らかでなく、通常使用可能期間が経過すれば現物の廃棄等がされると認められるものについて、種類等の区分を同じくするものをその取得をした年ごとに区分してその区分ごと一括して減価償却費の額の計算をし、その未償却残額が取得価額の5%相当額に達した年と耐用年数を経過する日の属する年とのいずれか遅い年の翌年において除却処理をする方法

改正後	改正前
<p><u>(追加償却資産に係る除却価額)</u></p> <p><u>49—46の3 令第127条第5項の規定の適用を受けた一の減価償却資産を構成する各追加償却資産の一部に除却等があった場合には、当該除却等に係る追加償却資産を一の資産として、その除却等に係る資産の当該除却等の時における未償却残額を計算することに留意する。この場合において、その未償却残額は、49—18の2の(1)又は(2)の取扱いに準じて計算した金額による。</u></p> <p><u>〔償却累積額による償却費の特例及び堅牢な建物等の償却費の特例(令第134条及び第134条の2関係)〕</u></p> <p><u>(償却費が一定の金額に達したかどうかの判定)</u></p> <p>49—47 ……令第134条第1項第1号イからホに定める金額……………</p> <p>(1) <u>旧定額法、旧生産高比例法、定額法若しくは生産高比例法</u>……………</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p><u>(償却累積額による償却限度額の特例の償却を行う減価償却資産に資本的支出をした場合)</u></p> <p>49—48 <u>令第134条第2項の規定の適用を受けた減価償却資産について資本的支出をし、令第127条第2項の規定を適用した場合には、その適用した後の取得価額及び未償却残額を基礎として減価償却を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 令第127条第2項の規定を適用した後の未償却残額が、その適用した後の取得価額の5%相当額を超える場合には、令第134条第2項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>〔償却可能限度額(令第134条関係)〕</u></p> <p><u>(償却費が償却可能限度額に達したかどうかの判定)</u></p> <p>49—47 ……令第134条第1項各号に掲げる金額……………</p> <p>(1) <u>定額法若しくは生産高比例法</u>……………</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p><u>(償却可能限度額まで償却した資産に資本的支出をした場合)</u></p> <p>49—48 <u>未償却残額が取得価額の5%相当額に達した減価償却資産について資本的支出をした場合には、その資本的支出をした後の取得価額及び未償却残額を基礎として再び減価償却を行うことができるのであるから留意する。</u></p>

(堅牢な建物等に資本的支出をした場合の減価償却)

49—48の2 令第134条の2第1項の規定により償却をしている減価償却資産について、
資本的支出をし、令第127条第2項の規定を適用した場合には、……………

- (1) 令第127条第2項の規定を適用した後の未償却残額が当該適用した後の取得価額の5%相当額以下となるときは、……………
- (2) 令第127条第2項の規定を適用した後の未償却残額が当該適用した後の……………
…5%相当額に達した後は令第134条の2第1項により法定耐用年数の30%に相当する年数により計算することができる。

[劣化資産]

(一時的に取り替える劣化資産の取得価額の必要経費算入)

49—51 ……………

- (1) ……………旧定額法、旧生産高比例法、定額法又は生産高比例法……………
- (2) ……………
- (3) ……………

法第50条((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係

[繰延資産の償却費の計算(令第137条関係)]

(繰延資産の償却期間)

50—3 令第7条第1項第3号((公共的施設の負担金等の繰延資産))……………

(償却可能限度額まで償却した資産に資本的支出をした場合の減価償却)

49—48の2 令第134条第2項の規定により減価償却をしている資産について資本的支出をした場合には、……………

- (1) 資本的支出をした後の未償却残額が資本的支出後の当該資産の取得価額の5%相当額以下のときは、……………
- (2) 資本的支出をした後の未償却残額が資本的支出後の当該資産の……………5%相当額に達した後は法定耐用年数の30%に相当する年数により計算する。

[劣化資産]

(一時的に取り替える劣化資産の取得価額の必要経費算入)

49—51 ……………

- (1) ……………定額法又は生産高比例法……………
- (2) ……………
- (3) ……………

法第50条((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係

[繰延資産の償却費の計算(令第137条関係)]

(繰延資産の償却期間)

50—3 令第7条第1項第4号((公共的施設の負担金等の繰延資産))……………

改正後

〔表3〕

該当条項	種類	償却期間
令第七条第一項 <u>第三号</u> イ((公共的施設等の負担金))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第三号</u> ロ((資産を賃借するための権利金等))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第三号</u> ハ((役務の提供を受けるための権利金等))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第三号</u> ニ((広告宣伝用資産を贈与した費用))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第三号</u> ホ((その他自己が便益を受けるための費用))に掲げる費用		

(注) 1

2

(分割払の繰延資産)

50—5 令第7条第1項第3号.....

改正前

〔表3〕

該当条項	種類	償却期間
令第七条第一項 <u>第四号</u> イ((公共的施設等の負担金))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第四号</u> ロ((資産を賃借するための権利金等))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第四号</u> ハ((役務の提供を受けるための権利金等))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第四号</u> ニ((広告宣伝用資産を贈与した費用))に掲げる費用		
令第七条第一項 <u>第四号</u> ホ((その他自己が便益を受けるための費用))に掲げる費用		

(注) 1

2

(分割払の繰延資産)

50—5 令第7条第1項第4号.....

[少額の繰延資産(令第139条の2関係)]

(少額の繰延資産であるかどうかの判定)

50—7 ……令第7条第1項第3号イ……………

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

[貸倒損失]

(更生債権者が更生計画の定めるところにより株式を取得した場合)

51—14 ……株式……………株式……………株式……………

(更生債権者が更生会社の株式を取得する権利の割当てを受けた場合)

51—15 ……株式……………株式……………株式……………

法第73条((医療費控除))関係

(控除の対象となる医療費の範囲)

73—3 ……

(1) ……

(2) ……

(3) 身体障害者福祉法第38条((費用の徴収))、……………児童福祉法第56条((費用の徴収))……………

[少額の繰延資産(令第139条の2関係)]

(少額の繰延資産であるかどうかの判定)

50—7 ……令第7条第1項第4号イ……………

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

[貸倒損失]

(更生債権者が更生計画の定めるところにより新株を取得した場合)

51—14 ……新株……………新株……………新株……………

(更生債権者が更生会社の新株を取得する権利の割当てを受けた場合)

51—15 ……新株……………新株……………新株……………

法第73条((医療費控除))関係

(控除の対象となる医療費の範囲)

73—3 ……

(1) ……

(2) ……

(3) 身体障害者福祉法第38条((費用の負担命令及び徴収))、……………児童福祉法第56条((費用の徴収、負担))……………

改正後	改正前
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(経過的取扱い(1)……信託法の施行に伴う改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の13—1から13—8、24—1、24—2、23～35共—8、36—4及び36—36の取扱いは、信託法(平成18年法律第108号)の施行の日から適用する。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(2)……金融商品取引法の施行に伴う改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の23～35共—9及び48—1の取扱いは、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から適用する。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(3)……減価償却に関する改正通達の適用時期等)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の49—43から49—45及び49—46の2の取扱いは、平成20年分以後の所得税について適用し、平成19年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>ただし、平成20年分の所得税においては、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、改正前の49—43から49—45及び49—46の2の取扱いを適用することができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>